

審 第 3 4 0 9 号
答 申 第 5 9 0 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年6月5日付け政法第252号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1117号

令和2年4月24日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月27日付け政法第1172号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年1月27日付け政法第1172号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年12月19日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「(公) ○○○○が設立するに至った経緯及び令和元年までの沿革。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、変更の届出に係る公示及び協力依頼について（以下「本件対象文書1」という。）、事業報告等の提出について（以下「本件対象文書2」という。）及び事業計画書等の提出について（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2と併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和2年4月24日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県知事の令和2年1月27日付け政法第1172号の審査請求人に対する、公文書部分開示決定通知書に関する処分（政策法務課）の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

公益法人としての開示要件に反する。

3 反論書の要旨

令和2年5月26日付弁明書が千葉県総務部政策法務課から送られてきた。その内容に伴う反論は以下のとおりである。

4 処分の理由

(1) アからイ及びウについては、決定通知書で既に記載済みである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1理由：理由欄には根拠となる内容が無い。

本件対象文書2理由：理由欄には根拠となる内容がない。

別表F（1）理由：理由欄には、通常他人に知られたいと望む情報でありと記載があるが。感情論であり、本来の弁明書の意を介しているとは到底思えない。ここにも根拠がない。

本件対象文書3理由：理由欄には、根拠となる内容が無い。

(3) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書2・本件対象文書3理由：理由欄には根拠となる内容が無い。

(4) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書2理由：理由欄には、根拠となる内容が無い。

担当課は、情報公開法の非開示理由を写したに過ぎず。弁明になっていない。

根拠：請求人は審査請求書に、意見書・資料等は後日郵送すると書いた。が、担当課は、先に弁明書を送ると執拗に主張していた。請求人の審査理由を担当課は理解していない。出来るわけがない。提出していないのだから。

担当課の法解釈は狭い。

令和2年6月23日意見書を提出しなかった時の対応を聞いたところ。口頭意見陳述を実施するのでその時に質問できる。回答を審査委員から得られる。と、担当課から言われた。審査会の口頭意見陳述の流れを担当課が理解していたらこのような回答

はできるだろうか。よって、担当課がしたマスキングには理由及び根拠がない。公開するとの決定を求める。

4 口頭意見陳述の要旨

実施機関は、審査請求人の口頭意見陳述を実施し、その主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 理事の氏名は、全部事項証明書の中に全部載っている、公表されている。公表であれば、理事会の会議録における発言者の氏名をマスキングする必要があるのか。氏名が公表であれば、責任が伴う。名前さえ伏せておけば、でたらめなことを言って通用することになる。理事会で個人の意見を発言しているのではない。一般の住民ではないので、開けてもらわなければ困る。意見書の監事名が公開されるのであれば、理事会の発言者の氏名は公開すべきではないか。
- (2) 監事本人が営利又は非営利法人に従事したかは、個人に関する情報になるのか。公開しなければ、本当に携わっているかどうか分からない。従事したか従事していないか、どのような従事の仕方をしたのかだけであるし、縁故関係などがあって、抜てきしている可能性が疑われるのだから、公にするべきである。
- (3) 公益法人の監事や役職に就いているのであれば、他の法律が適用されないのか、我々個人と同じ扱いなのか。公益法人のことだから、情報公開条例を外して、法律何条に基づいて非公開になると説明してほしい。
- (4) 評価手法の漏えいなどの支障が生ずることとなり、正確に事実の把握を困難にするおそれについては、処分庁が法人からの事業報告等を見て、どういう視点で評価して指導しようか、考えているのかという手法を知られないようにすることとする、公益法人になりたいために申請書を提出すると、不備があって書き直して提出する。それを繰り返していたら、手法が簡単に分かる。
- (5) 出捐金が今でも生かされているならば、経費、給料、評議員の名前等全部を開示すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件各対象文書内容

- (1) 本件対象文書1は、公益財団法人〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）から代表者の氏名の変更について届出があった旨を公示するとともに、千葉県警察本部長に

本件法人の情報を提供し、意見を求めた文書である。

(2) 本件対象文書2は、本件法人から提出された事業報告等に係る文書である。

(3) 本件対象文書3は、本件法人から提出された事業計画書等に係る文書である。

2 処分の理由（部分開示の理由）

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 本件対象文書1について

(ア)「理事等の名簿」並びに「就任(又は退任)した理事等の名簿」の生年月日、性別、郵便番号及び住所について

上記情報は、理事等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号に該当する。ただし、公益法人制度の閲覧用役員等名簿で開示されている情報及び登記簿に掲載されている代表理事住所及び住所から判明される郵便番号は除く。

(イ)「変更届出書」の担当者名並びに「別紙1：法人の基本情報」の申請業務担当者氏名及び役職について

担当者名及び申請業務担当者の氏名及び役職は、「公務員等」の地位を有しない者の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号に該当する。

イ 本件対象文書2について

(ア)「役員等名簿」の郵便番号及び住所について

上記ア(ア)と同じ。

(イ)「別紙2：法人の基本情報及び組織について」の申請業務担当者氏名及び役職について

上記ア(イ)と同じ。

(ウ)「別表E：(2) 営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名、経理事務経験」の監事氏名及び経理事務経験について

監事氏名は「役員等名簿」で公としているが、監事本人が営利又は非営利法人に従事したかは個人に関する情報であり、同号に該当する。また、監事本人の経理事務経験についても同様とする。

(エ)「別表F(1)：各事業に関連する費用額の配賦計算表(役職等の報酬・給料手当)」の給料手当の額及び配賦割合について

上記情報は、通常他人に知られたくないと望む情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、同号に該当する。また、配賦割合については、同表の合計欄に給与手当計が記載されており、公にすることで、おのずと給料手当の額が判明することから同様と判断する。ただし、公益法人制度で開示されている正味財産増減計算表に掲載されている給料手当欄は除く。

ウ 本件対象文書3について

(ア)「理事会議事録」の議事録署名及び印影、司会者の職・氏名、発言者及び発言内容で個人が特定される記載（現職公務員は除く。）について

議事録署名及び印影は、個人に関する情報であることから、同号に該当する。また、司会者の職・氏名、発言者名及び発言内容の一部については、文脈から分かり得る部分について、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため同様とする。ただし、現職公務員の役職及び氏名は除く。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 本件対象文書2について

「提出書類の確認結果」の評価、確認事項等及び備考について

本件法人の事業活動に関する評価情報が記録されており、公にすることにより、本件法人の事業運営その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条第3号に該当する。

イ 本件対象文書3について

「理事会議事録」の代表理事の印影について

本件法人の事業活動における権利義務に関する情報であり、公にすることにより、本件法人の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため、同号に該当する。

(3) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書2について

「提出書類の確認結果」の評価、確認事項等及び備考について

県の行う監督に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、評価手法の漏えいなどの支障が生ずることとなり、正確な事実の把握を困難にするおそれがある

あるため、同条第6号に該当する。

3 弁明の理由

審査請求人は、本件決定は公益法人の開示要件に反するとし、その取消しを主張する。

しかし、上記2（1）、（2）及び（3）で述べたとおり本件決定において、不開示とした部分に違法又は不当はない。

以上のことから、本件決定に対する審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりであって、その内容は、上記第4 1のとおりであり、別表における本件各対象文書の内訳の欄に記載した各行政文書で構成されている。

2 本件決定の妥当性

実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載した各情報を不開示とし、これに対して、審査請求人は本件決定の取消しを求めている。当審査会が本件各対象文書を見分したところ、当該各情報は、その不開示とした理由から次に掲げる各項目に分類することができる。

については、各分類に応じて不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

（1）理事等の生年月日、性別、郵便番号及び住所について

理事等の生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事の郵便番号及び住所を除く。）は、理事等（代表理事を除く。）の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文に該当する。

本件対象文書1を構成する本件法人の履歴事項全部証明書及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第22条第2項の

規定の趣旨を踏まえて作成された、公益法人インフォメーションの閲覧請求機能（以下「閲覧請求機能」という。）により同法第21条第2項第1号に規定する役員等名簿を見分したところ、これらの情報は記載されておらず、また、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるという特段の事情も認められないことから、条例第8条第2号イに該当しない。

また、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

- (2) 担当者の氏名、申請業務担当者の氏名及び役職、議事録署名人の印影、発言者の欄（発言者の職名及び氏名の記載のないもの並びに議長に係る議事の進行に係るものを除く。）並びに特定の個人に関する記載について

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

なお、発言者の欄のうち、発言者の職名及び氏名の記載のないもの並びに議長に係る議事の進行に係るものについては、別途の考慮を要するため下記(8)及び(9)で後述する。

- (3) 事業の実施状況及び認定基準についてにおける「評価」及び「確認事項等」の欄並びに「備考」に係る記載について

当審査会が、本件対象文書2を構成する起案用紙を見分したところ、実施機関は、本件法人から事業報告等の提出があり、その内容を確認し、事業の実施状況及び認定基準について、本件対象文書2を構成する定期提出書類の確認結果を作成し、評価を行い供覧している。また、当該事業報告等は、別表の本件対象文書2における不開示部分の欄に記載されている情報以外について閲覧請求機能により公にされていることが認められる。

ア 事業の実施状況及び認定基準についてにおける「評価」の欄に係る記載について

当該記載について、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、本件法人から提出のあった「事業報告等に係る提出書」のうち、閲覧請求機能によって公にされることとなる情報を基に、本件法人が事業を実施し

ているか、又は本件法人が同法第5条各号に適合しているかについての評価を行い、その結果を記載したものであることが判明した。しかも、実施機関によれば、当該評価は、機械的、画一的に実施されており、その判断に裁量的な要素はないとのことであった。また、当審査会が認定基準についての評価の欄を見分したところ、これを公にしても本件法人の評価を直ちに低下させるとは認められない。

したがって、事業の実施状況及び認定基準についての評価は、本件法人の評価を低下させるものではないことから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第8条第3号に該当しない。また、実施機関によれば、本件法人に対する評価は機械的、画一的に評価しているに過ぎず、当該評価に裁量的な要素があるものではないとのことであり、実施機関が弁明するような、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められず、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

イ 認定基準についてにおける「確認事項等」の欄に係る記載について

当審査会が当該確認結果に記載されている「確認事項等」の欄を見分したところ、当該欄に記載されている情報は、閲覧請求機能により公にされている情報と認められることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、同条第3号に該当しない。また、実施機関が弁明するような、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められず、同条第6号に該当せず、開示すべきである。

ウ 備考について

当審査会が、当該確認結果に記載されている備考の欄を見分したところ、当該欄には、本件法人に対する指導の方針に関する内容が記載されることが予定されており、その内容が開示されることとなった場合、実施機関において本来指導すべき事項について、今後提出されることになる書類に事実と異なる記載がなされることとなるなど、実施機関が行う本件法人に対する指導に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、同条第6号に該当すると認められることから、同条第3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名及び当該監事の経理事務経験について

監事の氏名は、本件法人の履歴事項全部証明書及び役員等名簿に記載されているが、当該監事が営利又は非営利法人の経理に係る事務に従事した経験を有するか、また、当該監事の経理に係る事務の経験の内容については、これらには記載されておらず、営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名、当該監事の経理事務経験は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(5) 使用人を兼務する理事及び当該理事以外の給料手当について

使用人を兼務する理事1名の氏名は開示されており、本件対象文書2には当該理事に係る給料手当の額が記載されている。当該給料手当の額は通常他人に知られたくない情報であり、使用人を兼務する理事及び当該理事以外の給料手当は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(6) 従事割合について

従事割合は、当該給料手当の額を公益目的事業会計、収益事業会計及び法人会計に従事する割合で示しており、当該割合をどのようにするかは本件法人の内部において管理する情報であり、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 理事長の印影について

理事長の印影は、記載の内容が真正であることを示す認証的機能を有し、契約書類等の重要書類に使用するものとして特別な管理をしているものと推認され、公にすることにより、偽造がされることなどにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 発言者の欄のうち、発言者の職名及び氏名の記載のないものについて

発言者の欄のうち、発言者の職名及び氏名の記載のないものは、個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、これらの情報は同条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(9) 発言者の職名及び氏名のうち議長に係る議事の進行に係るものについて

発言者の職名及び氏名のうち議長に係る議事の進行に係るものは、閲覧請求機能により公にされている定款に基づき理事会の議長は理事長が当たること及び理事長の氏名は閲覧請求機能により公にされていることから、慣行として公にされている情報であると認められる。また、議長に係る議事の進行については定型的なものであり、個人としての意見等を発言しているものではない。

したがって、これらの情報は同号イに該当し、開示すべきである。

(10) 署名について

署名は、議事録署名人の自筆の署名であり、その形状については固有のものであると認められ、公にすることにより、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

5 附言

本件請求に係る行政文書として本件法人の議事録が特定されているが、一般的に、法人の議事録には当該法人の内部において管理する情報が含まれていると解される。また、本件請求と同一の請求者からの開示請求に係る特定された行政文書について、

本件請求と同種の行政文書が特定され、開示、不開示の判断が異なる部分があった。

実施機関においては、それぞれ開示、不開示の判断をする際には、条例の規定を適切に解釈して決定するよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 6月 5日	諮問書の受付
令和 2年 6月 29日	反論書の写しの受付
令和 4年 3月 16日	口頭意見陳述聴取に係る記録の写しの受付
令和 4年 3月 22日	審議
令和 4年 4月 26日	審議
令和 4年 6月 1日	審議
令和 4年 7月 1日	審議
令和 4年 7月 27日	審議
令和 4年 9月 30日	審議

別表

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 1	起案用紙		
	案文		
	理事等の名簿	生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事の郵便番号及び住所を除く。）	
	変更届出書	担当者の氏名	
	別紙1：法人の基本情報について	申請業務担当者の氏名及び役職	
	履歴事項全部証明書		
	就任（又は退任）した理事等の名簿	生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事の郵便番号及び住所を除く。）	
	理事等の名簿	生年月日、性別、郵便番号及び住所（代表理事の郵便番号及び住所を除く。）	
	役員等名簿（閲覧用）		
	確認書		
	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に関する協力依頼について		
	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による意見について		
変更の公示			
本 件 対 象 文 書 2	起案用紙		
	定期提出書類の確認結果	事業の実施状況及び認定基準についてにおける「評価」及び「確認事項等」の欄並びに「備考」に係る記載	事業の実施状況及び認定基準についてにおける「評価」及び「確認事項等」の欄に係る記載
	事業報告等に係る提出書		
	財産目録		

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 2	役員等名簿	郵便番号及び住所（代表理事の郵便番号及び住所を除く。）	
	公益財団法人〇〇〇〇役員及び評議員報酬等規定		
	貸借対照表		
	正味財産増減計算書		
	平成25年度事業報告書		
	監事の意見書		
	別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類		
	別紙2：法人の基本情報及び組織について	申請業務担当者の氏名及び役職	
	別紙3：法人の事業について		
	別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について		
	別表A（1）収支相償の計算（収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合）		
	別表B（1）公益目的事業比率の算定総括表		
	別表B（5）公益目的事業比率算定に係る計算表		
	別表C（1）遊休財産額の保有制限の判定		
	別表C（2）控除対象財産		
	別表C（3）公益目的保有財産配賦計算表		
	別表D 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無		

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 2	別表E 情報開示の適正性	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名及び当該監事の経理事務経験	
	別表F(1) 各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当)	使用人を兼務する理事及び当該理事以外の給料手当の額並びに従事割合	
	別表F(2) 各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)		
	別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額		
	別表H(2) 当該事業年度中の公益目的増減差額の明細		
	移行時の公益目的取得財産残額		
	財産目録		
	納税証明書		
	証明書		
	参考資料:監督上の処分等の一覧		
本件対象文書 3	起案用紙		
	事業計画書等に係る提出書	担当者の氏名	
	平成27年度事業計画		
	平成27年度収支予算		
	資金調達及び設備投資の見込みについて		

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本 件 対 象 文 書 3	公益財団法人 ○○○○ 平成26年度第3回理事 会議事録	理事長の印影、議事録署名人の 印影、発言者の欄、特定の個人 に関する記載及び署名	発言者の欄のうち発 言者の職名及び氏名 の記載のないもの並 びに発言者の職名及 び氏名のうち議長に 係る議事の進行に係 るもの

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)